監查委員公表第 489 号

平成21年12月25日付け監査第483号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事及び大分県教育委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成22年3月30日

大分県監査委員 阿 南 馨 大分県監査委員 姫 野 邦 子 大分県監査委員 井 上 伸 史 大分県監査委員 賀 来 和 紘

Ft 11 & 100 B-		B. 大林田 5. K B. 大花田 5. K B. T. M. S. C. L.
監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(福祉保健部)		
社会福祉セン	平成 21 年 9月 16 日	指摘事項
ター	平成 21 年 10 月 6 日	公用車について、事故等報告がなされていない
		など著しく不適正な管理の実態が認められた。
		措置状況
		社会福祉センター内に「財産(公用車)適正管理
		対策委員会」を設置し、①交通事故の実態を把握
		するため、全職員に対するヒアリングの実施、②
		「公用車管理マニュアル」を作成し、事故の発生
		を直ちに把握できる体制の整備、③公有財産に対
		する認識及び公務員としての自覚に関する研修の
		実施により、職員一丸となって再発防止に努めて
(松太子旦人)		いる。
(教育委員会)		₩ ₩ ★ ▼
	平成 21 年 9月 15 日から	指摘事項
所	平成 21 年 9月 17 日まで	市町村立学校の県費負担教職員に係る給与の支
(教育人事課)	平成 21 年 10 月 6 日	給において、現金支給に係る支払が著しく遅延し
		ているものが認められた。
		措置状況
		県下の各学校、市町村教育委員会及び教育事務
		所等の関係機関に対して資金前渡職員口座に係る
		管理態勢の見直しや定期的な記帳の実施等、口座
		管理の徹底を図るよう通知するとともに、給与事
		務担当者に対する説明会や研修会における直接指
		導を徹底し再発防止に努めている。
		T C IN PO C I 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1